

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年7月17日提出
【計算期間】	第7期（自 平成24年5月15日 至 平成25年5月14日）
【ファンド名】	中小型バリュー
【発行者名】	ばんせい投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩瀬 悟朗
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
【事務連絡者氏名】	高橋 美沙
【連絡場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
【電話番号】	03 - 3523 - 8118
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは主としてわが国の金融商品取引所上場株式へ投資し、1年ごとにプラスの絶対リターンの獲得を目指して積極的な運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
クレジット属性 ()	株式 一般 大型株 中小型株	年1回 グローバル
	債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回 日本
		年4回 北米
		年6回 欧州
		(隔月) アジア
	年12回 (毎月)	オセアニア
	日々	中南米
	その他 ()	アフリカ
		中近東 (中東)
	資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	エマージング

ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

平成22年7月1日現在

- 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分表定義>

- 株式一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

上記商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス
<http://www.toushin.or.jp/>》

ファンドの特色

この投資信託は、国内の株式等を主要投資対象とします。投資銘柄の選別、投資タイミングの両面を考慮して運用いたします。中長期のみならず、1年ごとにプラスの絶対リターンの獲得を目指して積極的な運用を行います。

- 当ファンドは、国内の株式等を主要投資対象とします。投資銘柄の選別、投資タイミングの両面を考慮して運用いたします。中長期のみならず、1年ごとにプラスの絶対リターンの獲得を目指して積極的な運用を行います。
- 当ファンドの銘柄選定にあたっては、主に「割安性」を重視します。
 - ・投資対象企業のあげている業績と比較して株価が割安な銘柄(低PER株)
 - ・投資対象企業の保有する資産と比較して株価が割安な銘柄(低PBR株)
 - ・株主資本利益率(ROE)と対比して株価が割安だと判断される銘柄近い将来に予想される業容変化と対比して株価が割安だと判断される銘柄等に選別投資を行い、「割安性」が解消されるのを待ちます。
- 信託財産の純資産総額に占める株式組入れ比率は、原則として50%程度以上とします。ただし、信託設定当初や償還・解約に備えた株式売却時および前項に係る組入銘柄の投資比率調整等により、株式組入れ比率が当該比率を下回ることがあります。
- ヘッジを目的として、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。

信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として、信託金を追加することができます。委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

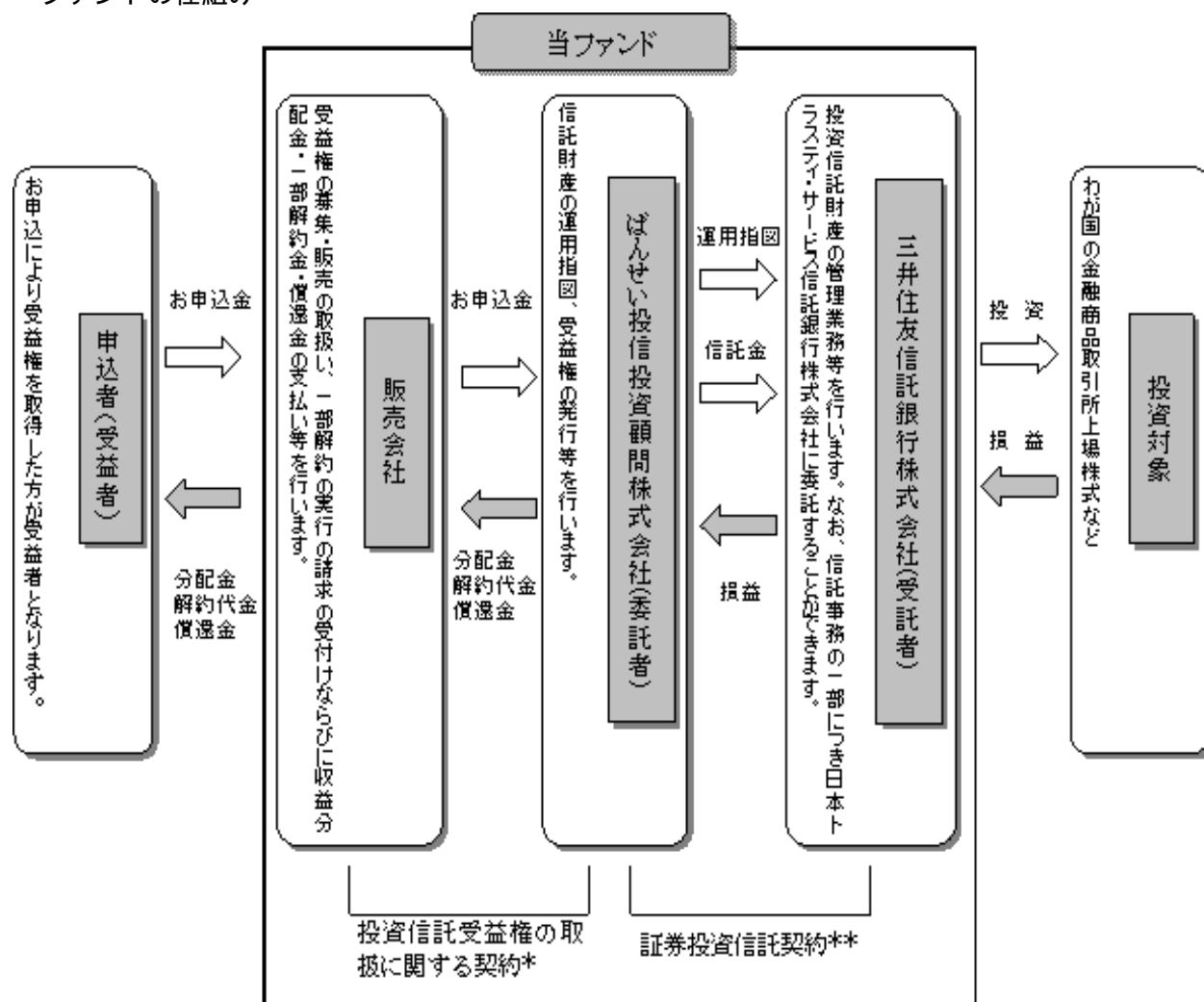
(2)【ファンドの沿革】

平成18年5月15日 投資信託契約締結日、ファンドの設定・運用開始

平成22年5月15日 ファンドの名称を「古橋オリジナル」から「中小型バリュー」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



* 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託者と販売会社との間において、販売会社が行う受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

** 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において、委託者および受託者の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

委託会社の概況（平成25年5月末日現在）

・資本金の額

現在の資本金の額

5億2,200万円

・委託会社の沿革

平成10年7月	クオンティス投資顧問株式会社を設立
平成10年9月	投資顧問業の登録
平成12年6月	投資一任契約に係る業務の認可を取得
平成15年8月	商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更
平成17年7月	商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更
平成17年9月	商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更
平成17年10月	投資信託委託業に係る業務の認可を取得
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
平成22年4月	商号をばんせい投信投資顧問株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
-----	----	-----	------

ばんせい証券株式会社	東京都中央区新川一丁目21 - 2茅場町タワー	20,480株	100.00%
------------	----------------------------	---------	---------

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。投資銘柄の選別、投資タイミングの両面を考慮して運用いたします。中長期のみならず、1年ごとにプラスの絶対リターンの獲得を目指して積極的な運用を行います。

運用の方法

〔1〕主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式へ投資します。

〔2〕投資態度

- a. 投資銘柄の選別、投資タイミングの両面を考慮して運用いたします。中長期のみならず、1年ごとにプラスの絶対リターンの獲得を目指して積極的な運用を行います。
- b. この投資信託の銘柄選定にあたっては、主に「割安性」を重視します。
 - ・ 投資対象企業のあげている業績と比較して株価が割安な銘柄(低PER株)
 - ・ 投資対象企業の保有する資産と比較して株価が割安な銘柄(低PBR株)
 - ・ 株主資本利益率(ROE)と対比して株価が割安だと判断される銘柄近い将来に予想される業容変化と対比して株価が割安だと判断される銘柄等に選別投資を行い「割安性」が解消されるのを待ちます。
- c. 企業を取り巻く環境は常に変化し、競争を勝ち抜くために企業自身も不断に変化しています。そのような競争環境、経営姿勢、業績等の変化を常時モニタリングしなければ、「割安性」が継続しているかどうかの的確な判断はできません。そのためのリサーチ活動に注力します。「割安性」が失われたと判断した場合には、たとえ既になされた投資に損失が生じていたとしても、売却することがあります。
- d. リサーチ活動を基本に、株式需給や流動性といった市場要因を加味して、株価水準の妥当性を総合的に判断してポジションの増減(投資比率の引き上げや引き下げ)を行います。先行きの見通しが明るく、普通の人々が投資しやすいと感ずる時期には株式ポジションを控えめに、先行きの見通しが暗く、普通の人々が投資しにくいと感ずる時期には、積極的に株式ポジションを増やすような逆張りの投資姿勢をとります。ポジションの増減は、原則としてきめ細かく行いますが、急を要すると判断した場合には大胆に行うこともあります。
- e. 投資が成果を生み出すまでに係る時間は、短い場合も長い場合もあります。投資対象(企業)が変化し、市場の評価(株価)も変化するからです。従って、一銘柄への投資期間は短期の場合もありますが、中長期に及ぶ場合もあります。運用の成果に関して、短期・中長期に分ける実質的な意味合いは乏しいといえます。短期的な収益の積み重ねが長期的な成果につながるのであり、利益は積極的に実現する方針です。
- f. 運用の成果については、目標とするベンチマークは設定しません。当初基準価額の10,000円を意識した運用を行います。運用者にとっては、「1年間で10,000円をどれだけ上回る基準価額を達成できるか」が成果であり、過去最高の基準価額が、次の1年の超えるべき目標になります。
- g. 信託財産の純資産総額に占める株式組入れ比率は、原則として50%程度以上とします。ただし、信託設定当初や償還・解約に備えた株式売却時および前項に係る組入銘柄の投資比率調整等により、株式組入れ比率が当該比率を下回ることがあります。
- h. ヘッジを目的として、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 〔1〕次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限ります。）
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

〔2〕次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
- b. 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

〔1〕委託者は、信託金を、次の本邦通貨表示のものに限る有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券又は新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.およびn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

〔2〕委託者は信託金を、上記〔1〕に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図ができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

〔3〕上記〔1〕の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記〔2〕に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

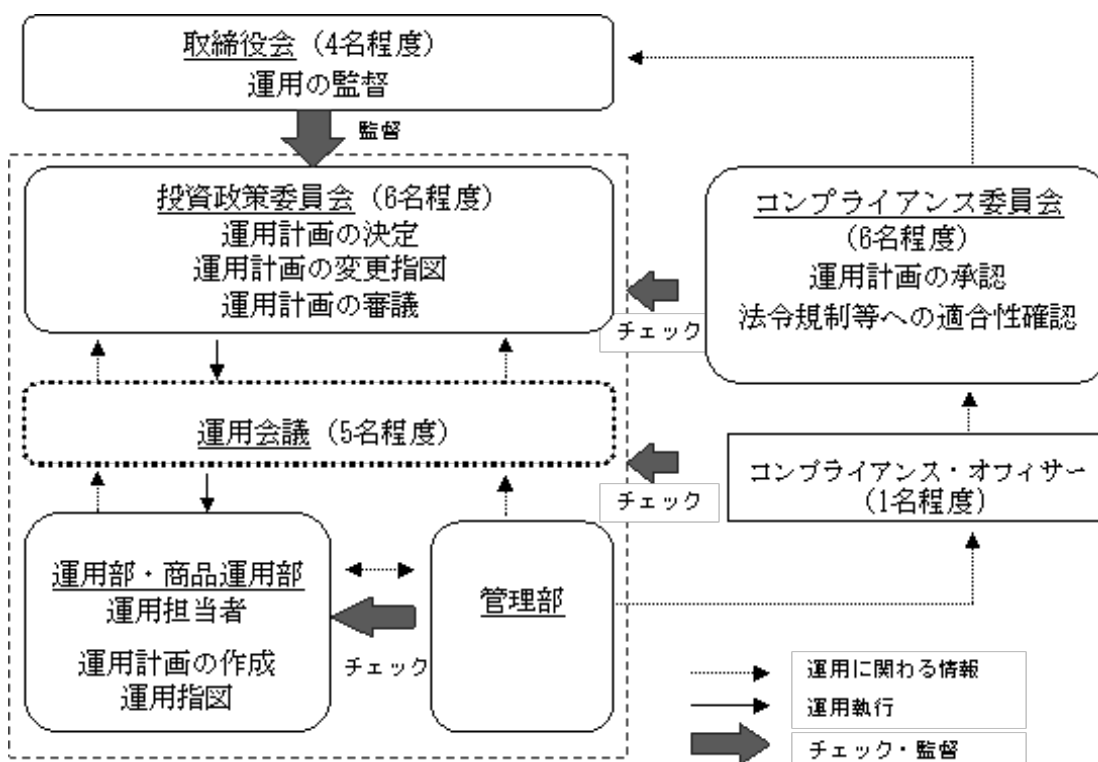
その他の投資対象

- 〔1〕先物取引等
- 〔2〕スワップ取引

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



運用体制は、今後変更になる場合があります。

運用の流れ

〔1〕運用計画策定

a. 投資候補銘柄の選定

当ファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式を組入れます。

〔参考〕投資候補銘柄の選定

委託者の定める投資適格の基準を満たした、わが国の株式（日本国内の各金融商品取引所上場株式）の中から、主に「割安性」を重視しながら個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資候補銘柄を選定します。

b. 投資銘柄の決定

投資候補銘柄の中から、さらに、委託者の運用担当者等の個別企業リサーチによる情報収集、分析、評価を経て、株価水準、業種配分、時価総額等を考慮の上、投資銘柄を決定します。

c. 運用計画の決定プロセス

運用会議において、委託者の運用担当者は市場環境について討議を行い、様々な情報を得ます。運用会議を経て、運用計画は、運用担当者が起案し投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議し決定しますが、運用方針等に適合しない場合、運用計画の変更指図をします。投資政策委員会において決定された運用計画は、コンプライアンス委員会において法令、信託約款および社内規程等への適合性を確認したうえで承認され、運用の執行が行われます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、管理部、コンプライアンス・オフィサーがチェックを行います。管理部は問題があった場合にはコンプライアンス・オフィサーに報告します。また、運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託者の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、投資政策委員会に提出します。

〔2〕運用指図

投資政策委員会で審議された運用計画をもとに、委託者の運用担当者が売買を指図します。

〔3〕リスク管理および運用成果のチェック

運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託者の管理部長が日々チェックしており、コンプライアンス・オフィサーおよびファンドマネージャーに報告しています。また、運用成果のチェックは投資政策委員会が定期的に行います。

運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、委託者の運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

(4)【分配方針】

収益分配は年1回、決算時（原則として毎年5月14日、14日が休業日の場合は、翌営業日。）に、以下の分配方針に基づき行います。

〔1〕分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

〔2〕分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。各計算期末における収益分配前の基準価額が10,000円超の場合、10,000円を超える額（10円未満切捨て）を分配します。なお、計算期末に向けて基準価額が大きく上昇した場合など基準価額の動向等によっては、実際の分配額がこれと異なる場合があります。

〔3〕留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

〔1〕配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

〔2〕売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

〔3〕毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として、原則として、決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(5)【投資制限】

株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

〔1〕委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）

ます。)および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象 有価証券および金融商品の指図範囲等〔2〕a.からd.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 〔2〕委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象 有価証券および金融商品の指図範囲等〔2〕a.からd.」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象 有価証券および金融商品の指図範囲等〔2〕a.からd.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 〔1〕委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 〔2〕スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 〔3〕スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 〔4〕スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 〔5〕委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

投資する株式等の範囲

- 〔1〕委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 〔2〕前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 〔2〕前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 〔2〕前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 〔3〕委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- 〔2〕前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 〔3〕信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

〔4〕第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

〔2〕〔1〕の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額をします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

〔3〕一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

〔4〕借入金の利息は信託財産中から支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託および投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託者が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式や公社債など値動きのある証券に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。従って、当ファンドは、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式に投資し、株式の組入比率を原則として50%程度以上としますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

投資信託に関する一般的リスク

- 〔1〕法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- 〔2〕信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- 〔3〕短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- 〔4〕証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

運用体制の変更ならびに運用責任者の交代に関するリスク

ファンドの運用体制は、今後、変更される場合もあります。

また、ファンドは長期にわたり運用を行うために、信託期間の途中において運用責任者が交代される場合があります。

この場合においても、ファンドの運用方針が変更されることはありませんが、運用責任者の交代等

に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

なお、運用責任者の交代があった場合には、運用を中止し、償還する可能性があります。

その他の留意点

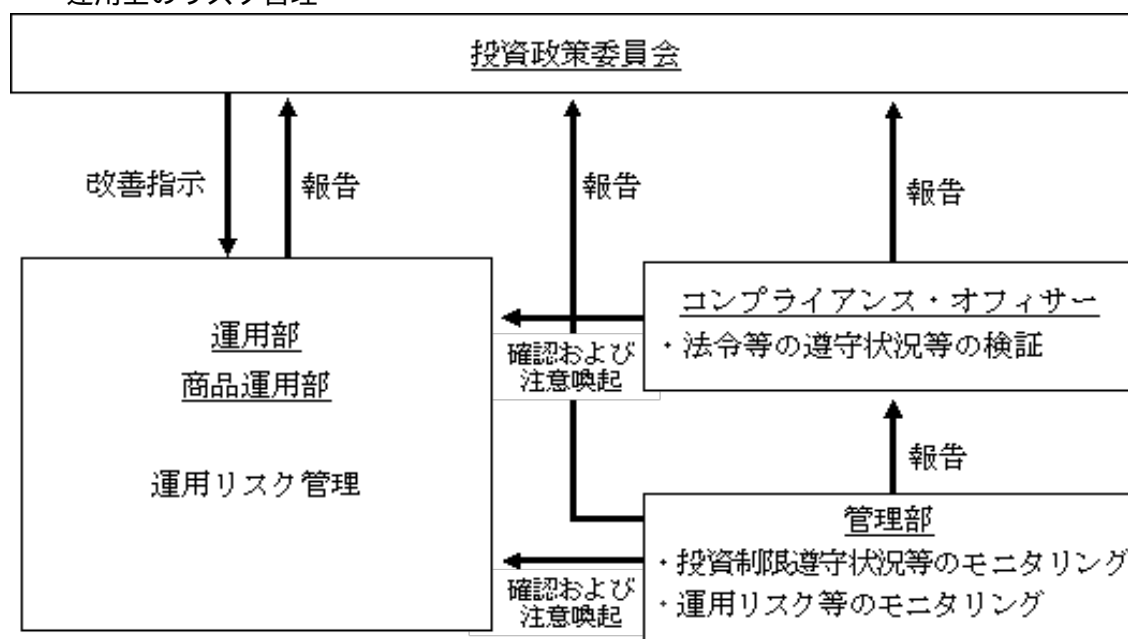
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行う場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

（２）リスク管理体制

運用上のリスク管理



委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- 〔１〕委託会社の運用部および商品運用部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- 〔２〕委託会社の管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス・オフィサーに報告します。管理部およびコンプライアンス・オフィサーは、状況に応じて運用部および商品運用部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、運用部および商品運用部に対し注意喚起を行い、委託者の投資政策委員会において報告を行います。
- 〔３〕〔２〕による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

４【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までに係るおもな費用と税金の概要
（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの保有時に 係る費用と税金	● 信託報酬＋消費税等 ● 監査報酬＋消費税等 ● 信託事務の諸費用等＋消費税等他 ● 証券取引に伴う手数料等＋消費税等他 上記の費用・税金は信託財産中から支払われます。	
ファンドの解約・償還時に 係る費用と税金	● 解約・償還時の手数料はありません。	
	○ 解約代金・償還金に係る税金（注）	個別元本超過額に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。
（詳しくは、後述の「(5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。）
税法が改正された場合等は、上記の税金に係る内容が変更される場合があります。

(1) 【申込手数料】

お申込時の手数料は、かかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ご解約時の手数料は、かかりません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率（1.05％）（税抜き1.0％）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託会社	純資産総額に対し年0.651％（税抜 0.62％）
	販売会社	純資産総額に対し年0.315％（税抜 0.30％）
	受託会社	純資産総額に対し年0.084％（税抜 0.08％）

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
先物取引やオプション取引等に要する費用

借入有価証券に係る品貸料

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は純資産総額に対して、上記の諸費用の支払をファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年 0.105%（税抜き 0.10%）を上限とする率（ただし、変更される場合があります。）を毎日乗じて得た額を上記の諸費用等の支払の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、投資信託財産より受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。係る諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

当該「その他の手数料等」の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

受益者の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

個人、法人別の課税について

[収益分配金に関する課税]

< 平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

[解約（換金）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税]

< 平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行われます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について》

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

法人の投資家に対する課税

<平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除。

なお、益金不算入制度が適用されます。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問合わせください。

個別元本について

〔1〕追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

〔2〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問合わせください。

収益分配金の課税について

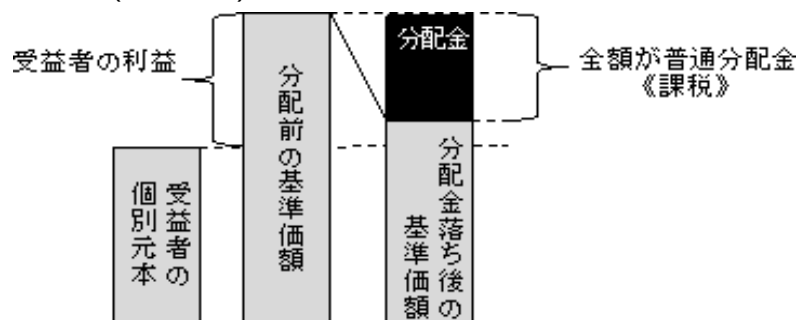
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>

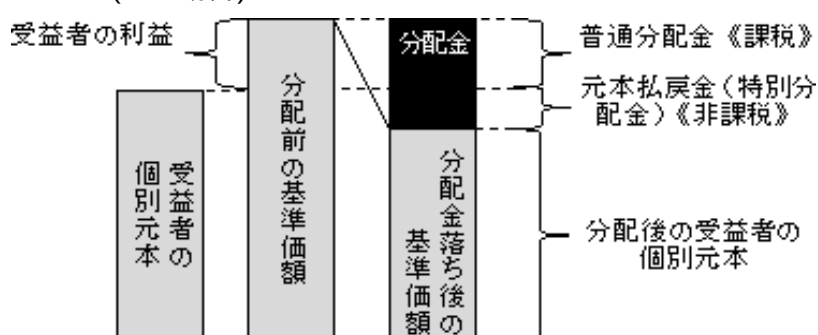
(a.の場合)

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



(b.の場合)

- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



平成25年5月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記（５）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

（５）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

５【運用状況】

以下は平成25年5月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,465,242,800	94.90
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	-	78,655,140	5.10
合計（純資産総額）		1,543,897,940	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細（評価額上位30銘柄）

（単位：円）

	銘柄名 地 域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(％) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ＩＴコ 日本	株式 サービス業	42,000	1,500 63,000,000	1,700 71,400,000	- -	4.63%
2	日本M&Aセンター 日本	株式 サービス業	13,000	6,540 85,020,000	5,440 70,720,000	- -	4.58%
3	日本電産 日本	株式 電気機器	9,000	6,920 62,280,000	6,920 62,280,000	- -	4.03%
4	朝日ネット 日本	株式 情報・通信業	140,000	484 67,760,000	442 61,880,000	- -	4.01%
5	コダクホールディングス 日本	株式 サービス業	14,500	4,640 67,280,000	3,605 52,272,500	- -	3.39%
6	日水製薬 日本	株式 医薬品	45,000	1,247 56,115,000	1,141 51,345,000	- -	3.33%
7	デジタルカレッジ 日本	株式 情報・通信業	160	375,000 60,000,000	308,500 49,360,000	- -	3.20%
8	サリオ 日本	株式 卸売業	10,000	5,180 51,800,000	4,885 48,850,000	- -	3.16%
9	サトホールディングス 日本	株式 機械	25,000	2,007 50,175,000	1,873 46,825,000	- -	3.03%
10	ウエストホールディングス 日本	株式 建設業	17,000	2,264 38,488,000	2,728 46,376,000	- -	3.00%
11	ニチ三菱フォークリフト 日本	株式 輸送用機器	90,000	443 39,870,000	499 44,910,000	- -	2.91%
12	ニフコ 日本	株式 化学	20,000	2,361 47,220,000	2,183 43,660,000	- -	2.83%
13	竹内製作所 日本	株式 機械	17,500	2,519 44,082,500	2,309 40,407,500	- -	2.62%
14	リナイ 日本	株式 金属製品	5,000	7,990 39,950,000	8,060 40,300,000	- -	2.61%
15	住友精密 日本	株式 機械	85,000	484 41,140,000	471 40,035,000	- -	2.59%
16	UTホールディングス 日本	株式 サービス業	400	110,200 44,080,000	100,000 40,000,000	- -	2.59%
17	丹青社 日本	株式 サービス業	93,000	457 42,501,000	419 38,967,000	- -	2.52%
18	ショボントHD 日本	株式 建設業	10,000	4,205 42,050,000	3,750 37,500,000	- -	2.43%
19	パロ 日本	株式 小売業	20,000	1,987 39,740,000	1,824 36,480,000	- -	2.36%
20	JVCケンウッド 日本	株式 電気機器	135,000	289 39,015,000	264 35,640,000	- -	2.31%

21	日本管理センター 日本	株式 不動産業	28,500	1,260 35,910,000	1,220 34,770,000	- -	2.25%
22	ナガリ 日本	株式 サービス業	20,700	1,680 34,776,000	1,630 33,741,000	- -	2.19%
23	日本エミック 日本	株式 電気機器	20,000	1,741 34,820,000	1,629 32,580,000	- -	2.11%
24	ポータルコミュニケーション 日本	株式 情報・通信業	15,000	2,862 42,930,000	2,151 32,265,000	- -	2.09%
25	三井倉庫 日本	株式 倉庫・運輸関連業	60,000	614 36,840,000	529 31,740,000	- -	2.06%
26	ジヤコ 日本	株式 証券、商品先物取引業	8,500	4,662 39,624,898	3,690 31,365,000	- -	2.03%
27	クックパッド 日本	株式 サービス業	11,000	3,630 39,930,000	2,802 30,822,000	- -	2.00%
28	遠藤照明 日本	株式 電気機器	10,400	3,320 34,528,000	2,935 30,524,000	- -	1.98%
29	エルム 日本	株式 電気機器	23,000	1,367 31,441,000	1,324 30,452,000	- -	1.97%
30	堀場製作所 日本	株式 電気機器	8,000	3,739 29,910,947	3,635 29,080,000	- -	1.88%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資株式の業種別投資比率

種類	業種	投資比率
株式	サービス業	25.33%
	電気機器	16.07%
	機械	10.35%
	情報・通信業	9.29%
	建設業	5.43%
	卸売業	5.05%
	不動産業	3.93%
	小売業	3.69%
	医薬品	3.33%
	輸送用機器	2.91%
	化学	2.83%
	金属製品	2.61%
	倉庫運輸関連	2.05%
	証券、商品先物取引業	2.03%
合計		94.90%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年5月末日現在および同日1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2007年 5月14日）	4,386	4,386	0.8446	0.8446
第2期（2008年 5月14日）	3,178	3,178	0.5549	0.5549
第3期（2009年 5月14日）	2,896	2,896	0.3900	0.3900
第4期（2010年 5月14日）	2,351	2,351	0.4978	0.4978
第5期（2011年 5月16日）	2,160	2,160	0.4632	0.4632
第6期（2012年 5月14日）	2,008	2,008	0.4504	0.4504
2012年 5月末日	1,889	-	0.4237	-
6月末日	1,993	-	0.4469	-
7月末日	1,941	-	0.4354	-
8月末日	1,985	-	0.4454	-
9月末日	1,977	-	0.4539	-
10月末日	1,933	-	0.4545	-
11月末日	1,994	-	0.4684	-
12月末日	1,819	-	0.4976	-
2013年 1月末日	1,726	-	0.5307	-
2月末日	1,494	-	0.5429	-
3月末日	1,622	-	0.5896	-
4月末日	1,789	-	0.6707	-
第7期（2013年 5月14日）	1,738	1,788	0.6913	0.7113
5月末日	1,544	-	0.6390	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0200円

【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	15.5
第2期	34.3
第3期	29.7
第4期	27.6
第5期	7.0
第6期	2.8
第7期	57.9

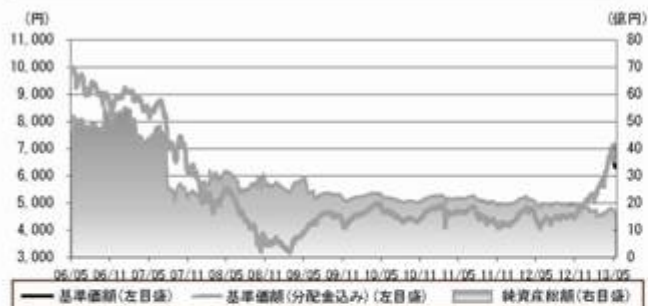
各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	6,850,400,000	1,657,770,000	5,192,630,000
第2期	3,876,630,000	3,342,510,000	5,726,750,000
第3期	3,056,550,000	1,358,040,000	7,425,260,000
第4期	31,460,000	2,734,350,000	4,722,370,000
第5期	17,478,015	77,806,300	4,662,041,715
第6期	12,321,173	215,512,973	4,458,849,915
第7期	20,398,952	1,964,740,915	2,514,507,952

(参考資料) 運用実績 (2013年5月末日時点)

基準価額・純資産の推移



分配の推移

決算日	分配金
第3期 (2009年5月14日)	0円
第4期 (2010年5月14日)	0円
第5期 (2011年5月16日)	0円
第6期 (2012年5月14日)	0円
第7期 (2013年5月14日)	200円
設定来累計	200円

(注) 上記分配金は、1万口当たり、税引き前です。

主要な資産の状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	1,465,242,800	94.90
現金・預金・その他資産(負債控除後)	78,655,140	5.10
合計(純資産総額)	1,543,897,940	100.00

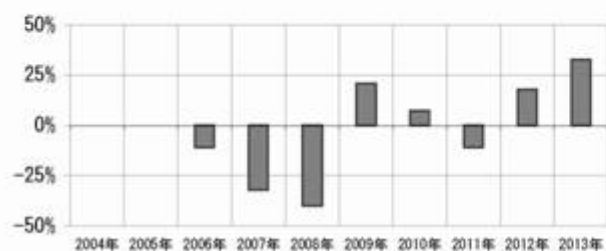
組入上位10銘柄		
順位	銘柄	投資比率(%)
1	エプコ	4.63
2	日本M&Aセンター	4.58
3	日本電産	4.03
4	朝日ネット	4.01
5	コシダカホールディングス	3.39
6	日水製薬	3.33
7	デジタルガレージ	3.20
8	サンリオ	3.16
9	サトーホールディングス	3.03
10	ウエストホールディングス	3.00

※投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

組入上位10業種		
順位	業種	投資比率(%)
1	サービス業	25.33
2	電気機器	16.07
3	機械	10.35
4	情報・通信業	9.29
5	建設業	5.43
6	卸売業	5.05
7	不動産業	3.93
8	小売業	3.69
9	医薬品	3.33
10	輸送用機器	2.91

※投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

※2006年は設定時から年末までの収益率を表示しております。

※2013年は年初から5月末日までの収益率を表示しております。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、表紙に記載のホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」に従って受益権の募集が行なわれます。取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、販売会社または委託会社照会先にお問合せ下さい。

委託会社照会先

ばんせい投信投資顧問株式会社

■ お電話によるお問合せ先

電話番号 03 - 3523 - 8118

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

■ インターネットホームページ

<http://www.bansei-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位とします。

詳しくは販売会社にお問合せください。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付けのお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた買付けのお申込みの受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

お申込時の手数料はかかりません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口以上1万口単位または1口以上1口単位のいずれか販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。換金の価額は、換金のお申込み日の基準価額となります。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付た場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

受益者が の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

一部解約金は、受益者の請求を受付た日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払います。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付た一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付たものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約に関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合せ下さい。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合せいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

換金の費用や税金については「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」もご参照ください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合わせ下さい。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成28年5月14日まで、または（5） a.、c.、i.、j.、およびl.の規定による信託終了の日までとします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年5月15日から翌年5月14日までとします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記(3)に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

- a. 委託者は、信託財産契約の一部を解約することにより、受益権の口数が3億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解除し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、上記a.の規定によりこの信託契約を解約しようとするときは、下記d. からg. に従います。
- c. 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- d. 委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- f. 上記e.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- g. 委託者は、上記の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- h. 上記e. からg. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記e.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- i. 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- j. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記 d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- k. 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、信託約款の変更の規定に従い、新受託者を選任します。
- l. 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- a. 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

- e. 委託者は、上記の規定により、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. からe.の規定に従います。

異議申立ておよび受益権の買取請求

上記 a.および c.に規定する信託契約の解約または上記 a.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 e.または c.の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きについては、d.または b.に規定する公告または書面に付記します。

運用報告書

当ファンドについて、委託者は、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

1. 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.bansei-am.co.jp/>
2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金請求権

- 〔1〕収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約がおこなわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- 〔2〕受益者が、収益分配金については、上記〔1〕に記載する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

一部解約請求権

- 〔1〕受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 〔2〕一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払います。

償還金請求権

- 〔1〕償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権について原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還するのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 〔2〕受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成24年5月15日から平成25年5月14日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

中小型バリュー

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期計算期間末 平成24年5月14日現在	第7期計算期間末 平成25年5月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	73,032,536	93,277,684
株式	1,680,652,000	1,669,187,600
現先取引勘定	249,937,500	49,991,000
未収入金	-	9,353,121
未収配当金	20,748,600	12,904,100
流動資産合計	2,024,370,636	1,834,713,505
資産合計	2,024,370,636	1,834,713,505
負債の部		
流動負債		
未払金	4,757,788	-
未払収益分配金	-	50,290,159
未払解約金	29,600	36,487,110
未払受託者報酬	851,882	728,790
未払委託者報酬	9,797,236	8,381,708
その他未払費用	661,575	626,747
流動負債合計	16,098,081	96,514,514
負債合計	16,098,081	96,514,514
純資産の部		
元本等		
元本	4,458,849,915	2,514,507,952
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,450,577,360	776,308,961
（分配準備積立金）	79,261,560	198,497,058
元本等合計	2,008,272,555	1,738,198,991
純資産合計	2,008,272,555	1,738,198,991
負債純資産合計	2,024,370,636	1,834,713,505

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期計算期間 自 平成23年5月17日 至 平成24年5月14日	第7期計算期間 自 平成24年5月15日 至 平成25年5月14日
営業収益		
受取配当金	41,195,150	31,312,100
受取利息	398,253	240,388
有価証券売買等損益	73,848,139	780,629,070
その他収益	755	97,333
営業収益合計	32,253,981	812,278,891
営業費用		
受託者報酬	1,750,196	1,554,119
委託者報酬	20,128,246	17,873,341
その他費用	1,322,905	1,258,696
営業費用合計	23,201,347	20,686,156
営業利益又は営業損失（ ）	55,455,328	791,592,735
経常利益又は経常損失（ ）	55,455,328	791,592,735
当期純利益又は当期純損失（ ）	55,455,328	791,592,735
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,693,173	137,134,876
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,502,390,915	2,450,577,360
剰余金増加額又は欠損金減少額	115,679,838	1,079,646,088
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	115,679,838	1,079,646,088
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,717,782	9,545,389
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,717,782	9,545,389
分配金	-	50,290,159
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,450,577,360	776,308,961

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第7期計算期間 自 平成24年 5月15日 至 平成25年 5月14日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 その他	(1)現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によっております。 (2)当ファンドの計算期間は、平成24年5月15日から平成25年5月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期計算期間末 平成24年 5月14日現在	第7期計算期間末 平成25年 5月14日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 4,458,849,915口	1 計算期間の末日における受益権の総数 2,514,507,952口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,450,577,360円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 776,308,961円
3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 0.4504円 (10,000口当り純資産額 4,504円)	3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 0.6913円 (10,000口当り純資産額 6,913円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期計算期間 自 平成23年 5月17日 至 平成24年 5月14日	第7期計算期間 自 平成24年 5月15日 至 平成25年 5月14日
---	---

有価証券報告書

1 分配金の計算過程

該当事項はございません。

1 分配金の計算過程

平成24年5月15日から平成25年5月14日まで
当該期末における分配対象金額258,447,350円（10,000口
当り1,027円）のうち、50,290,159円（10,000口当り200
円）を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益 額	A	23,493,980円
費用控除後・繰越欠損金 補填後の有価証券売買等 損益額	B	180,866,416円
収益調整金額	C	9,660,133円
分配準備積立金額	D	44,426,821円
当ファンドの分配対象収 益額	$E = A + B + C$ + D	258,447,350円
当ファンドの期末残存口 数	F	2,514,507,952口
10,000口当り収益分配対 象額	$G = E / F \times$ 10,000	1,027円
10,000口当り分配金額	H	200円
収益分配金金額	$I = F \times H /$ 10,000	50,290,159円

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第6期計算期間 自 平成23年 5月17日 至 平成24年 5月14日	第7期計算期間 自 平成24年 5月15日 至 平成25年 5月14日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」などの「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」にさらされております。	1 金融商品に対する取組方針 同左 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左

3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行っております。 市場リスクについては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクについては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクについては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品に係るリスク管理体制 同左 4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
--	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第6期計算期間 自 平成23年 5月17日 至 平成24年 5月14日	第7期計算期間 自 平成24年 5月15日 至 平成25年 5月14日
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 株式 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期計算期間 自 平成23年 5月17日 至 平成24年 5月14日	第7期計算期間 自 平成24年 5月15日 至 平成25年 5月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第6期計算期間 自 平成23年 5月17日 至 平成24年 5月14日	第7期計算期間 自 平成24年 5月15日 至 平成25年 5月14日
期首元本額 4,662,041,715円	期首元本額 4,458,849,915円
期中追加設定元本額 12,321,173円	期中追加設定元本額 20,398,952円
期中一部解約元本額 215,512,973円	期中一部解約元本額 1,964,740,915円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第6期計算期間 自 平成23年 5月17日 至 平成24年 5月14日	第7期計算期間 自 平成24年 5月15日 至 平成25年 5月14日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	32,375,115	495,095,407
合計	32,375,115	495,095,407

3 デリバティブ取引関係

第6期計算期間（自 平成23年 5月17日 至 平成24年 5月14日）

該当事項はございません。

第7期計算期間（自 平成24年 5月15日 至 平成25年 5月14日）

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成25年5月14日現在)

通貨	銘柄名	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	ウエストホールディングス	17,000	2,264	38,488,000	
	ショボントHD	10,000	4,205	42,050,000	
	ニフコ	20,000	2,361	47,220,000	
	日水製薬	55,000	1,247	68,585,000	
	リンナイ	7,000	7,990	55,930,000	
	日特エン지니어リング	15,700	1,041	16,343,700	
	サトホールディングス	28,000	2,007	56,196,000	
	住友精密	85,000	484	41,140,000	
	竹内製作所	17,500	2,519	44,082,500	
	日本電産	9,000	6,920	62,280,000	
	JVCケンウッド	135,000	289	39,015,000	
	エレコム	23,000	1,367	31,441,000	
	日本セラミック	24,000	1,741	41,784,000	
	遠藤照明	10,400	3,320	34,528,000	
	芝浦電子	20,000	1,268	25,360,000	
	ニチ三菱フォークリフト	90,000	443	39,870,000	
	三井倉庫	60,000	614	36,840,000	
	ホールトゥイン・ピットクル	15,000	2,862	42,930,000	
	ニフティ	194	152,100	29,507,400	
	朝日ネット	150,000	484	72,600,000	
	デジタルカレッジ	160	375,000	60,000,000	
	あいホールディングス	30,000	1,066	31,980,000	
	サンリオ	14,000	5,180	72,520,000	
	コスモ薬品	2,000	10,840	21,680,000	
	パロー	20,000	1,987	39,740,000	
	ジャコ	7,000	4,805	33,635,000	
	ヒューリック	45,000	1,033	46,485,000	
	日本管理センター	28,500	1,260	35,910,000	
	サンロニア不動産	200	120,200	24,040,000	
	日本M&Aセンター	16,000	6,540	104,640,000	
	UTホールディングス	400	110,200	44,080,000	
	コシダホールディングス	15,000	4,640	69,600,000	
	クックパッド	13,000	3,630	47,190,000	
	エフコ	42,000	1,500	63,000,000	
	エイチ・アイ・エス	7,000	4,460	31,220,000	
	ナガリ	20,700	1,680	34,776,000	
	丹青社	93,000	457	42,501,000	
計	銘柄数:37			1,669,187,600	
	組入時価比率:96.0%			100%	
合計				1,669,187,600	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券（平成25年5月14日現在）

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年5月31日現在

資産総額	1,565,355,928円
負債総額	21,457,988円
純資産総額（ - ）	1,543,897,940円
発行済数量	2,416,199,000口
1単位当り純資産額（ / ）	0.6390円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

（2）再交付

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（3）名義書換手続きの停止

該当事項はありません。

（4）譲渡制限

譲渡制限はありません。

（5）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（6）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託会社に対抗することができません。

（7）受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（8）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（９）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年5月末日現在）

現在の資本金の額	5億2,200万円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	20,480株

直近5ヵ年における主な資本の額の増減：

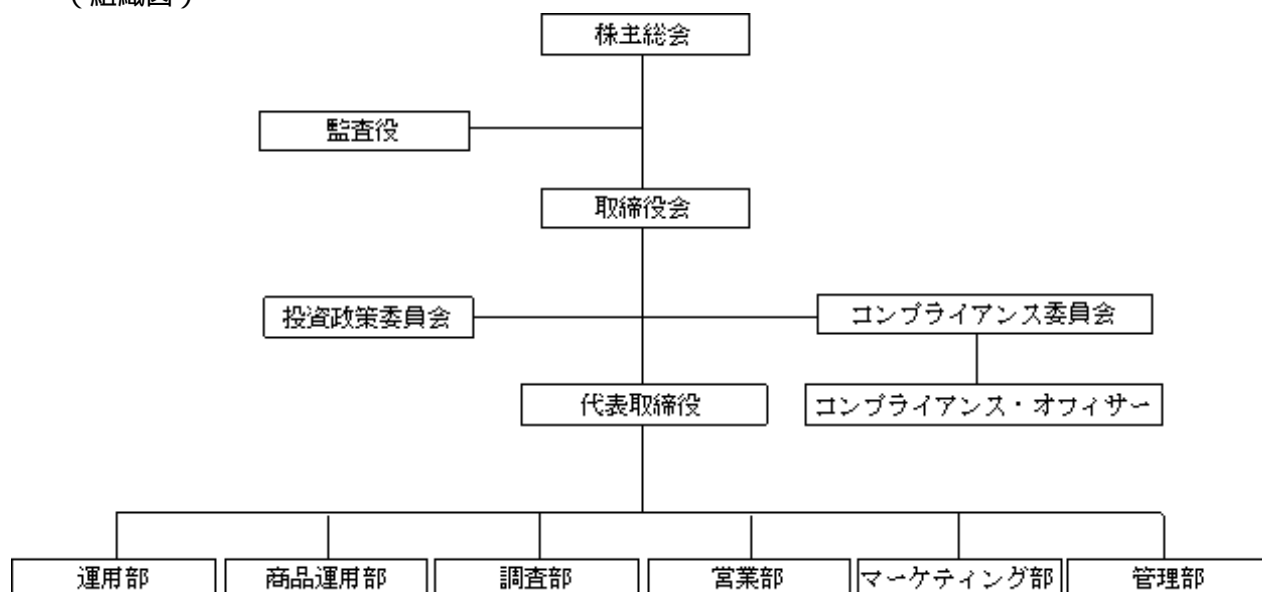
平成20年8月15日	資本金	370百万円に増資
平成21年4月28日	資本金	380百万円に増資
平成21年5月28日	資本金	385百万円に増資
平成21年6月29日	資本金	400百万円に増資
平成21年8月31日	資本金	405百万円に増資
平成21年9月30日	資本金	415百万円に増資
平成21年11月30日	資本金	425百万円に増資
平成21年12月28日	資本金	440百万円に増資
平成22年3月26日	資本金	450百万円に増資
平成22年5月31日	資本金	475百万円に増資
平成23年3月31日	資本金	499.5百万円に増資
平成24年3月29日	資本金	514.5百万円に増資
平成25年3月28日	資本金	522百万円に増資

(2)委託会社の機構（本書提出日現在）

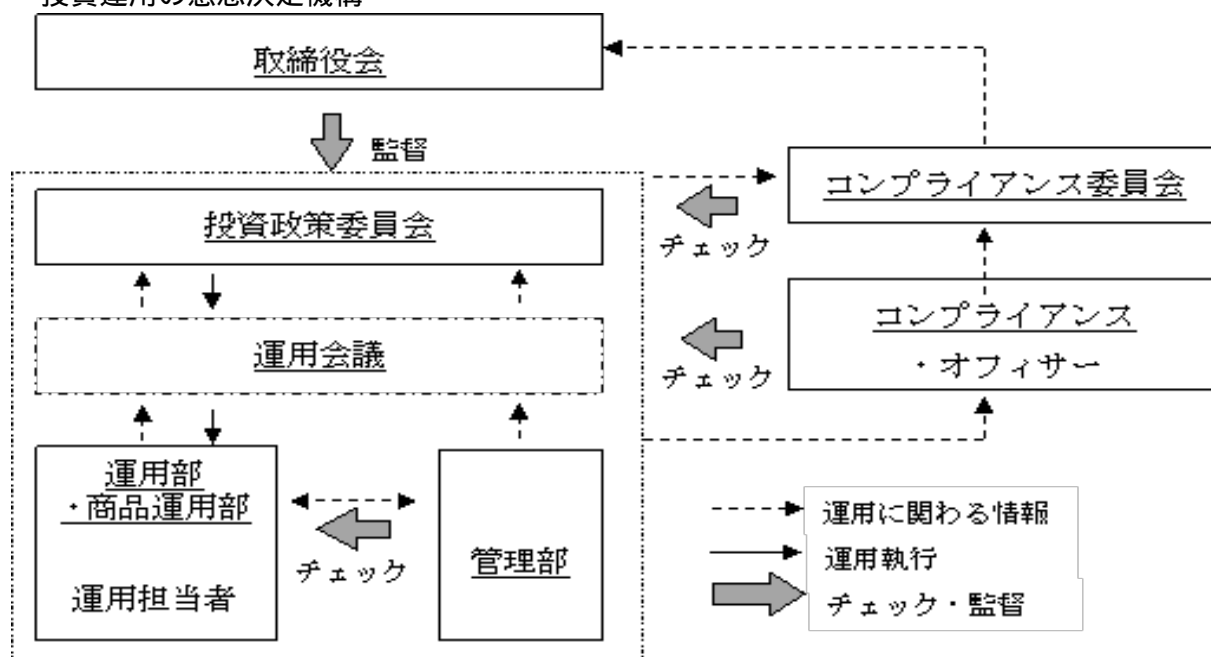
会社の意思決定機構

取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

（組織図）



投資運用の意思決定機構



（取締役会）

- ・運用担当取締役および「コンプライアンス委員会」からの運用に関する報告を受け、また必要に応じ各部より報告を徴収して運用全体を管理監督いたします。

（投資政策委員会）

- ・代表取締役社長に加え、全取締役、C I O、運用部長、コンプライアンス・オフィサー、管理部長により構成されます。
- ・運用担当者が作成した運用計画、決算・配当政策、運用実績を審議し、決定したうえで、コンプライアンス委員会へ付議します。

（運用会議）

- ・委託者の運用担当者は市場環境について討議を行い、様々な情報を得ます。

（コンプライアンス委員会、コンプライアンス・オフィサー）

- ・投資政策委員会において決定された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認し、承認し

ます。

- ・適合性が確認できない場合、運用担当者（計画立案者）に変更指図を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは投資政策委員会に必ず出席し、審議経過について必要と認める場合、その議案の審議を中止させることができます。

（運用部）

- ・投資政策委員会およびコンプライアンス委員会において審議し決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託および投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は平成25年5月末日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	10	8,004
合計	10	8,004

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、かがやき監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金及び預金			105,993		119,397
2. 未収委託者報酬			23,791		20,204
3. 未収収益			15,881		30,079
4. 前払費用			1,303		1,908
5. 立替金			8,628		5,712
6. その他			170		31
7. 貸倒引当金			4,029		2,654
流動資産計			151,737		174,678
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物附属設備		1,965		1,965	
減価償却累計額		478	1,486	875	1,089
(2) 工具器具及び備品		8,252		9,772	
減価償却累計額		5,554	2,698	7,189	2,583
有形固定資産計			4,185		3,672
2. 無形固定資産					
(1) 電話加入権			288		288
(2) ソフトウェア			23		—
無形固定資産計			311		288
固定資産計			4,497		3,960
資産合計			156,235		178,639

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1. 未払金	1		16,204		12,461
2. 未払費用			4,767		3,584
3. 未払法人税等			2,475		2,686
4. 預り金			944		1,212
5. 賞与引当金			5,393		4,440
6. 未払消費税等			1,967		2,940
流動負債計			31,752		27,325
負債合計			31,752		27,325
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			514,500		522,000
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		274,500		282,000	
(2) その他資本剰余金		1,465		1,465	
資本剰余金計			275,965		283,465
3. 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		665,982		654,152	
利益剰余金計			665,982		654,152
株主資本合計			124,483		151,313
純資産合計			124,483		151,313
負債純資産合計			156,235		178,639

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1. 委託者報酬		97,429		82,850	
2. 投資顧問料	1	118,309		144,824	
3. その他営業収益	1	5,714		5,714	
営業収益計			221,452		233,389
営業費用					
1. 支払手数料	1	33,206		28,695	
2. 広告宣伝費	1	4,665		4,000	
3. 受益証券発行費		249		250	
4. 調査費					
(1) 調査費		22,308		8,787	
(2) 委託調査費		6,959		7,066	
5. 委託計算費		21,388		31,639	
6. 営業雑経費					
(1) 通信費		1,740		1,553	
(2) 協会費		1,090		1,285	
(3) 諸会費		1,444		2,046	
(4) 貸倒引当金繰入額		2,425		1,557	
(5) その他営業雑経費		3,409		3,279	
営業費用計			98,888		90,161
一般管理費					
1. 給料					
(1) 役員報酬		2,845		3,225	
(2) 給料・手当	1	83,737		77,424	
(3) 賞与		3,941		4,528	
(4) 賞与引当金繰入額		3,174		4,360	
2. 交際費		260		255	
3. 旅費交通費		905		1,035	
4. 租税公課		2,626		2,303	
5. 不動産賃借料	1	9,029		11,234	
6. 固定資産減価償却費		1,501		2,056	
7. 諸経費		30,192		23,099	
一般管理費計			138,215		129,522
営業利益又は営業損失()			15,651		13,705
営業外収益					
1. 受取利息		14		20	
2. 雑益		28		10	
営業外収益計			42		30
営業外費用					
1. 為替差損		41		—	
2. 株式交付費		105		52	
3. 雑損失		—		95	
営業外費用計			146		148
経常利益又は経常損失()			15,755		13,588

		前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）		当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
特別利益					
1．固定資産売却益	2	26		—	
特別利益計			26		—
特別損失					
1．固定資産売却損	3	17		—	
特別損失計			17		—
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失（ ）			15,745		13,588
法人税、住民税及び事業税			950		1,757
当期純利益又は当期純損失 （ ）			16,695		11,830

(3) 【株主資本等変動計算書】

株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	499,500	514,500
当期変動額		
新株の発行	15,000	7,500
当期変動額合計	15,000	7,500
当期末残高	514,500	522,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	259,500	274,500
当期変動額		
新株の発行	15,000	7,500
当期変動額合計	15,000	7,500
当期末残高	274,500	282,000
その他資本剰余金		
当期首残高	1,465	1,465
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,465	1,465
資本剰余金合計		
当期首残高	260,965	275,965
当期変動額		
新株の発行	15,000	7,500
当期変動額合計	15,000	7,500
当期末残高	275,965	283,465
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	649,286	665,982
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	16,695	11,830
当期変動額合計	16,695	11,830
当期末残高	665,982	654,152
株主資本合計		
当期首残高	111,178	124,483
当期変動額		
新株の発行	30,000	15,000
当期純利益又は当期純損失（ ）	16,695	11,830
当期変動額合計	13,304	26,830
当期末残高	124,483	151,313
純資産合計		
当期首残高	111,178	124,483
当期変動額		
新株の発行	30,000	15,000
当期純利益又は当期純損失（ ）	16,695	11,830
当期変動額合計	13,304	26,830
当期末残高	124,483	151,313

重要な会計方針

項目	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1．固定資産の減価償却の方法	イ 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日までに取得したもの 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物附属設備 8～15年 工具器具及び備品 3～15年 ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェア 5年
2．繰延資産の処理方法	イ 株式交付費 支出時に全額費用としております
3．引当金の計上基準	イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

会計方針の変更

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
1．関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （千円） 流動資産 未収収益 8,381 流動負債 未払金 1,918	1．関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （千円） 流動資産 未収収益 24,400 流動負債 未払金 2,011

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 （千円） 関係会社からの投資一任報酬 66,370 関係会社への代行販売手数料 6,048 関係会社からのコンサルティング料 5,714 関係会社への地代家賃 8,841 関係会社への出向者給与 1,806 関係会社へのロゴ掲載代 4,010 2． 固定資産売却益は、工具器具備品26千円であります。 3． 固定資産売却損は、工具器具備品17千円であります。	1．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 （千円） 関係会社からの投資一任報酬 98,330 関係会社への代行販売手数料 6,733 関係会社からのコンサルティング料 5,714 関係会社への地代家賃 11,013 関係会社へのロゴ掲載代 4,000 2． — 3． —

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	19,580	600	—	20,180

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。
株主割当増資による新株の発行による増加 600株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	20,180	300	—	20,480

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。
株主割当増資による新株の発行による増加 300株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を調達（主に増資）しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	105,993	105,993	—
(2) 未収委託者報酬	23,791	23,791	—
(3) 未収収益	15,881	15,881	—
(4) 立替金	8,628	8,628	—
貸倒引当金	4,029	4,029	—
資産計	150,264	150,264	—
(1) 未払金	16,204	16,204	—
(2) 未払費用	4,767	4,767	—
(3) 未払法人税等	2,475	2,475	—
(4) 預り金	944	944	—
(5) 未払消費税等	1,967	1,967	—
負債計	26,358	26,358	—

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 預り金 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	119,397	119,397	—
(2) 未収委託者報酬	20,204	20,204	—
(3) 未収収益	30,079	30,079	—
(4) 立替金	5,712	5,712	—
貸倒引当金	2,654	2,654	—
資産計	172,738	172,738	—
(1) 未払金	12,461	12,461	—
(2) 未払費用	3,584	3,584	—
(3) 預り金	1,212	1,212	—
(4) 未払法人税等	2,686	2,686	—
(5) 未払消費税等	2,940	2,940	—
負債計	22,885	22,885	—

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 預り金 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（税効果会計関係）

前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）																																						
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円) <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>230,242</td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td>579</td></tr> <tr><td>一括償却資産否認</td><td>130</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>1,436</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>2,050</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td>6</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 小計</td><td>234,445</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>234,445</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>-</td></tr> </table>	繰延税金資産		税務上の繰越欠損金	230,242	未払事業税否認	579	一括償却資産否認	130	貸倒引当金	1,436	賞与引当金	2,050	減価償却超過額	6	繰延税金資産 小計	234,445	評価性引当額	234,445	繰延税金資産の純額	-	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円) <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>200,434</td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td>386</td></tr> <tr><td>一括償却資産否認</td><td>112</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>946</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>1,687</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 小計</td><td>203,567</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>203,567</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>-</td></tr> </table>	繰延税金資産		税務上の繰越欠損金	200,434	未払事業税否認	386	一括償却資産否認	112	貸倒引当金	946	賞与引当金	1,687	繰延税金資産 小計	203,567	評価性引当額	203,567	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																							
税務上の繰越欠損金	230,242																																						
未払事業税否認	579																																						
一括償却資産否認	130																																						
貸倒引当金	1,436																																						
賞与引当金	2,050																																						
減価償却超過額	6																																						
繰延税金資産 小計	234,445																																						
評価性引当額	234,445																																						
繰延税金資産の純額	-																																						
繰延税金資産																																							
税務上の繰越欠損金	200,434																																						
未払事業税否認	386																																						
一括償却資産否認	112																																						
貸倒引当金	946																																						
賞与引当金	1,687																																						
繰延税金資産 小計	203,567																																						
評価性引当額	203,567																																						
繰延税金資産の純額	-																																						
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr><td>法定実行税率</td><td>38.01%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>法人税等の軽減税率適用による差額</td><td>2.17%</td></tr> <tr><td>地方税均等割</td><td>6.99%</td></tr> <tr><td>交際費</td><td>0.71%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>30.66%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.05%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>12.94%</td></tr> </table>	法定実行税率	38.01%	（調整）		法人税等の軽減税率適用による差額	2.17%	地方税均等割	6.99%	交際費	0.71%	評価性引当額の増減	30.66%	その他	0.05%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.94%																						
法定実行税率	38.01%																																						
（調整）																																							
法人税等の軽減税率適用による差額	2.17%																																						
地方税均等割	6.99%																																						
交際費	0.71%																																						
評価性引当額の増減	30.66%																																						
その他	0.05%																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.94%																																						
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。 なお、この税率変更による影響はありません。	3. —																																						

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

< 関連情報 >

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）（単位：千円）

	証券投資一任報酬	商品投資一任報酬	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	72,403	45,905	97,429	5,714	221,452

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益（単位：千円）

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	173,665	47,787	221,452

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社	BY Premium Company
営業収益	72,084	31,522

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報（単位：千円）

	証券投資一任報酬	商品投資一任報酬	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	103,037	41,786	82,850	5,714	233,389

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益（単位：千円）

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	191,297	42,091	233,389

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社	BY Premium Company
営業収益	104,044	27,272

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社 又は 氏の名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	(被所有)直接100	投資一任契約役員の兼任	投資顧問料の受取 代行販売手数料の支払 コンサルティング料の受取 地代家賃の支払 出向者の受入 ロゴ掲載費用の支払い	66,370 6,048 5,714 8,841 1,806 4,010	未収収益 未払金	8,381 1,918

（注）1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．ばんせい証券株式会社との取引については、一般的な取引条件に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

1. 親会社情報

ばんせい証券株式会社（未上場）

2. 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社又は等氏の名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	(被所有)直接100	投資一任契約 役員の兼任	投資顧問料の受取 代行販売手数料の支払 コンサルティング料の受取 地代家賃の支払 ロゴ掲載費用の支払い	98,330 6,733 5,714 11,013 4,000	未収収益 未払金	24,400 2,011

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 一般的な取引条件を参考に決定しています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

1. 親会社情報

ばんせい証券株式会社（未上場）

2. 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません

（ 1 株当り情報 ）

前事業年度 （ 自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日 ）	当事業年度 （ 自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日 ）
1株当り純資産額 6,168.64円	1株当り純資産額 7,388.37円
1株当り当期純損失金額 850.52円	1株当り当期純利益金額 585.53円
なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益金額については、1株当り当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（ 注 ） 1 株当り当期純利益（又は損失）金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （ 自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日 ）	当事業年度 （ 自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日 ）
当期純利益（千円）	16,695	11,830
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	16,695	11,830
普通株式の期中平均株式数（株）	19,630	20,205

（ 重要な後発事象 ）

前事業年度（ 自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日 ）

該当事項はありません。

当事業年度（ 自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日 ）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更（本書提出日現在）

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項（本書提出日現在）

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	3,420億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成25年3月末日現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
藍澤證券株式会社 水戸証券株式会社 株式会社SBI証券 楽天証券株式会社	8,000百万円 12,272百万円 47,937百万円 7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成25年3月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

< 再信託受託者の概要 >

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

受託者

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

（提出年月日）	（書類名）
平成24年 7月17日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成25年 2月14日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 6 月 20 日

ばんせい投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 雅 人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中小型バリュートの平成24年5月15日から平成25年5月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中小型バリュートの平成25年5月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ばんせい投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 6 月19日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中**か が や き 監 査 法 人**代表社員 公認会計士 曾我 隆二 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 葛西 晋哉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。